

国立市議会議長 高柳貴美代様

地方自治法改正案の見直しを求める陳情

【陳情の趣旨】

岸田首相からの諮問に基づき、昨年12月に地方制度調査委員会より「ポストコロナの経済社会に対応する地方制度のあり方」に関する答申があり、この答申に基づいて、今国会で地方自治法改正案が提出され、審議されています。

この答申では「第4 大規模な災害、感染症のまん延等の国民の安全に重大な影響を及ぼす事態への対応」に、「国の補充的指示」が含まれていますが、現改正案には以下の懸念があると考えます。

1. 「国の補充的指示」の要件は、個別法に規定されない「国民の安全に重大な悪影響を及ぼす事態」の規定が極めて曖昧であり、不当に国民の人権及び財産が制限される可能性があること。
2. 不当な法案適用により、憲法にある地方自治の本旨及び2000年の地方分権一括法で定められた国と地方の対等な関係が損なわれ続ける可能性があること。
3. 現在、特殊事情に対しては、災害であれば災害対策基本法、自衛隊法、警察法、災害救助法、地震に対しては、大規模地震特別措置法、コロナ、インフルエンザに対しては、新型インフルエンザ特別措置法があり、各事態に対して各法律の改正で対応するなど、なぜ既存の枠組みで対応できないのか検証と説明が不十分であること。

不当に国と地方の対等な関係を損なわせ、国民の人権及び財産を制限されることは、憲法違反にあたることが明白であることから、適用事象、最長適用期間、適用解除条件などを明確にし、国民にも納得性の高い法案とすべきだと考えます。

【陳情事項】

内閣総理大臣、総務大臣に対し、以下の陳情事項にて国立市議会より意見書の提出を求めます。

全国知事会の「国の補充的な指示の創設についての提言」及び本陳情の懸念事項に基づき、一般ルールとは明確に区別された上で、目的達成のために必要最低限の範囲とし、事前に地方公共団体との間で十分な協議、調整を行うことにより、安易に行使されず、くれぐれも地方自治、住民自治に不当な制限強制が発生しないよう、適用事象、最長適用期間、適用解除条件などを明確にする等、国民にも納得性の高い地方自治法改正案への見直しを求めます。

以 上